

5. 居住支援協議会活動の課題

23

(1) 制度普及の取組み

大家さん・不動産事業者だけでなく、福祉の現場へも制度普及に向けた取組みが必要

(2) 居住支援法人の活動の活性化

居住支援活動の担い手である各法人の自立的活動に向けての支援や連携強化が必要

(3) 大家を支援する居住支援のネットワークづくり

👉 居住支援の促進とは、住宅確保要配慮者の受入れに伴う様々なリスクを関係者で少しずつ分担しあいながら、「借り手」への支援だけでなく、「貸し手」への支援も行うことで、安心して住宅を借りることができ、貸すことができる仕組みを構築すること。

「借り手」への支援＝既存の福祉制度や相談支援機関の連携
やネットワークによる支援

「貸し手」への支援＝居住支援協議会の構成員や居住支援法人
の連携ネットワークによる支援

ここがポイント！

24

6. 名古屋市における登録住宅の促進の取組み

25

①住宅の登録状況

R1年5月31日現在

	登録件数	登録戸数
名古屋市	71件	739戸
うち補助付き住宅	7件	25戸
愛知県 (本市を含む)	81件	809戸
全国	673件	8,959戸

〔都道府県別上位5自治体〕

	自治体名	登録戸数
1	大阪府	5,414戸
2	愛知県	809戸
3	東京都	606戸
4	山梨県	404戸
5	兵庫県	327戸

〔政令市別上位5自治体〕

	自治体名	登録戸数
1	名古屋市	739戸
2	大阪市	217戸
3	横浜市	97戸
4	神戸市	84戸
5	岡山市	54戸

②補助付き住宅の状況

【補助総戸数:25戸】

住宅名	補助の種類	入居開始	対象戸数／入居戸数
アルト千種 (千種区今池二丁目)	家賃減額	平成30年9月1日	4戸 / 0戸
コミュニティハウス神南 (港区木場町)	住宅改修費 家賃減額 家賃債務保証料減額	平成30年11月20日	10戸 / 10戸
中駒九番団地 【2号・4号・5号・6号・7号棟】 (港区九番町)	住宅改修費(2号・7号棟のみ) 家賃減額 家賃債務保証料減額 (2号・7号棟のみ)	平成30年12月1日 (住宅改修費補助を活用する 住棟は、平成31年3月1日)	11戸 / 10戸

(入居戸数は、R1年6月1日現在)

26

補助金活用の住宅例

○住宅改修工事の例



居住支援協議会の認める工事
＜暖房便座＞



バリアフリー工事
＜手すりの設置＞



○家賃減額補助の例

本来家賃
60,000円

家賃補助
40,000円

＝
入居者負担
20,000円

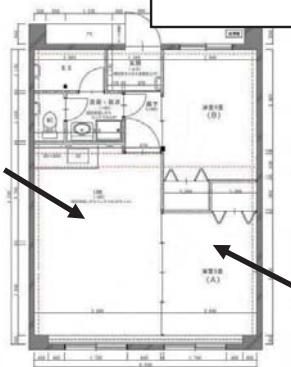
○住宅改修工事の例



バリアフリー工事＜浴槽交換・手すりの設置＞

○住宅改修工事の例②

間取り変更工事＜和室・DK⇒LDK＞



○家賃減額補助の例

本来家賃
72,000円

家賃補助
40,000円

＝
入居者負担
32,000円

○住宅改修工事の例③

間取り変更工事 ＜和室⇒洋室＞



27

補助付き住宅における入居者募集の取組み

様々な広報媒体等を利用し、入居者募集をお手伝い！！

【平成30年度実施の例】

- ① 広報なごやによる入居者の募集
- ② 名古屋市ウェブサイトへ入居の案内を掲載
- ③ 区役所の福祉課、いきいき支援センターや障害者基幹相談支援センター等の相談支援機関などへ入居案内を配布し、情報提供
- ④ 栄住まいの相談コーナー「民間賃貸住宅入居相談」での情報提供やあっせん・調整
- ⑤ 市営住宅(福祉向け)落選者へ、結果通知とあわせて「補助付き住宅」の案内を同封

など



民間賃貸住宅「住宅確保要配慮者専用賃貸住宅」入居者の募集
 所得に応じた家賃補助あり
【物件】アルト千種(千種区今池二丁目)、コミュニティハウス南南(港区木場町)、中駒九番団地(港区九番町)
【対象】住まい探しに困っている高齢者・障害者・子育て中の方などで、月額所得が基準額以下などの要件を満たす方
【受付】随時
【問合せ】住宅都市局住宅企画課
 ☎972-2772 FAX972-4172

28

7. 居住支援の取組みを進めるための原動力

29

①担当する専任のスタッフ職を配置

☞ 住宅企画課 主査(居住支援の促進等) 【係長級】

②福祉部局との人事交流

☞ 上記の職に、福祉分野の経験のある職員を配置

③居住支援の取組みに関する組織内の理解

☞ 部局のトップを含め、組織内でのコンセンサス

これ大事！

④居住支援に取り組む民間団体との連携

☞ 地域で先進的な取り組みを行う民間団体との連携

ここがポイント！

30

最後に本日ご参加の皆さんへ

～1年間、居住支援に取り組んできた感想から～

- ・まずは、庁内での関係者の連携や意見交換の場の設定
- ・地域で活動する居住支援団体との連携や意見交換
- ・協議会の設立は目的でなく、居住支援活動の活性化の手段である。形式にこだわらず、できることからはじめてみる。

ご清聴ありがとうございました。